

## 二宮町私道引取り基準

二宮町内の私道（以下「私道」という）について本町が公共施設管理者として寄付を承諾するにあたり、その利用形態及び構造等の基準を下記のとおり定める。

なお、下記の基準全てを満たすものについて、寄付を承諾することを基本とする。

- ① 現況道路幅員が4 m以上であること。
- ② 舗装及び排水施設が整備済みであること。
- ③ 排水方法は自然流下とし、ポンプ等による排水方式でないこと。
- ④ 道路の縦断勾配が12%以下とし、10%以上の場合はコンクリート舗装で滑り止め処理がされていること。
- ⑤ 転落等の恐れのある道路については、防護柵等の安全対策施設が設置されていること。
- ⑥ 境界が明らかであり、境界杭又は境界プレートが現地に明示してあること。（境界確定図があること。）
- ⑦ 引渡しする道路の起終点が国道・県道・町道に接続され通り抜けができること。（別図①）
- ⑧ 起点・終点の一方しか国道・県道・町道に接していない場合は車返しが設置されていること。ただし、道路幅員が6.0 m以上ある場合についてはこの限りでない。
- ⑨ 上記⑧のうち、35mを超える場合については35mごとに1箇所以上の車返しが設置されていること。（別図③）
- ⑩ 接続される道路については両側にすみ切りがされていること。（別図②）
- ⑪ 引渡しする土地の登記が可能であり、所有権以外の権利は排除されていること。
- ⑫ 分筆、地目変更、所有権移転等の登記事務は申請者において行なうこと。
- ⑬ 引渡しをする道路は、生活道路として利用しなければならない住宅が5戸以上かつ、居住していること。
- ⑭ 引渡し後10年間、舗装等の修繕が必要のない状態であること。

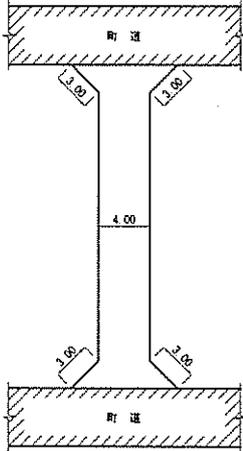
### 【共通事項】

- ① この基準に示す私道とは、国・県・町が所有をしていない道路をいう。

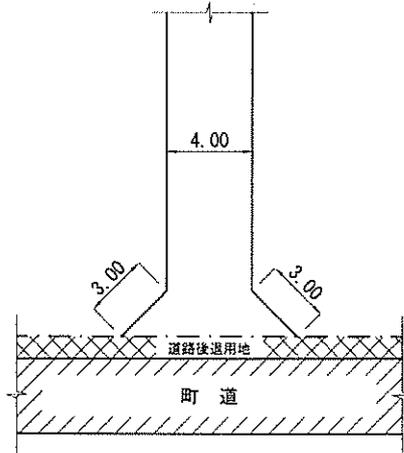
この基準は平成30年1月1日より運用する。

# 【別 図】

①



②



③

